

航空安全情報ネットワークニュース 第5号 (大型機)

ASI-NET 作業部会

1. ASI-NET から運航安全のための提言を行い対策が検討されています。

ASI-NET では、運航乗務員の皆さんから提供していただいたヒヤリハット情報を分析して潜在する不安全要素を抽出し、その対策等について関係機関に対し提言や要望を行っています。今号では直近の平成 19/20 年度に出された提言について、その背景や内容と、その後の対応について紹介します。

(1) 高度逸脱防止に関する提言 (平成 19 年度)

拡大する RVSM(Reduced Vertical Separation Minimum)間隔の運用空域や混雑空域において、パイロットのワークロードが増大する中、管制指示の聞き間違いや聞き逃し、あるいは管制通信と速度やルート変更等の操作が頻繁に行われる空域の境界付近で、Transition Altitude に到達する航空機のマルチタスクの処理等に起因した、高度計規正值セット忘れによる巡航高度の逸脱事例が ASI-NET に報告されています。これら高度逸脱を防止するため、各航空会社に対し高度計規正值セットの標準手順等を検証し、必要に応じ手順等の追加設定や改訂を行い、当該手順等を高度逸脱防止のために有効活用する旨、提言致しました。また提言の中で、管制通信時の Readback(パイロット側)の励行と、Hearback(管制側)による管制指示誤認防止についても、それぞれ各航空会社・航空局へお願いをしています。

(2) 管制交信における齟齬の防止についての提言 (平成 20 年度)

2008 年(平成 20 年) 2 月に新千歳空港で離陸許可を受けないまま離陸滑走を開始するインシデントが発生し、その要因として管制から提供された情報とパイロットが認識した情報に齟齬があったことが判明しております。一方、ASI-NET への管制に関する報告件数は、パイロットのヒューマンエラーに係るものに次いで多く、その中でも出発時における発生事例が最も多く報告されています。これには、出発時において短時間に多くのタスクが集中する中で管制とのコミュニケーション頻度が高まること、発着便の多い空港においては、類似便名や複雑な誘導路による影響等がその要因として考えられています。ASI-NET 委員会ではこれについて、管制官とパイロット間の相互理解と共通認識の観点から、管制機関・事業者を含めた総合的な防止策が必要と考え、管制に関するスレットやハザード情報を一元的に収集分析し、各航空会社や管制当局も参画して有効な対策を策定するための仕組みを航空局が主体となって検討する旨、提言致しました。この提言実現のための一助として、今後は ASI-NET に寄せられた管制関連の報告について積極的に航空局に提供し情報共有を図ることとしています。

ASI-NET とは

航空安全情報ネットワーク（**Aviation Safety Information Network**）の略称で、大型機と小型機の2つのネットワークが現在活動しております。大型機については1999年（平成11年）12月に設立され、本邦航空会社18社*が参加（平成21年3月現在）しております。大型機ASI-NETには運航乗務員の皆さんが所属会社の安全報告制度に報告したヒヤリハット情報や機長報告等の中から、他社の運航乗務員と共有することが望ましいと思われる情報が参加各社より提供されています。この情報を参加している会社間で共有するとともに、情報の分析により潜在する不安全要素を抽出し、その対策等について関係機関に対して提言や要望をすることで、運航の安全に寄与することを目的としています。ASI-NET（大型機、小型機）は有識者、航空会社の代表、航空関係団体の代表による一つの運営委員会の基で運営され、システムの維持・管理はATEC（（財）航空輸送技術研究センター）で行っています。

* 日本航空インターナショナル、全日本空輸、エアーニッポン、日本貨物航空、日本トランスオーシャン航空、ジャルウェイズ、ジェイエア、琉球エアコミューター、ジャルエクスプレス、スカイマークエアラインズ、エアーセントラル、日本エアコミューター、天草エアライン、北海道国際航空、エアーニッポンネットワーク、IBEXエアラインズ、スカイネットアジア航空、オリエンタルエアブリッジ（加入順）

これまでに集った情報の数と分類

2008年度末までに大型機ASI-NETに提供された情報の数と要因ごとに分類した結果は下図のとおりです。

図1 大型機ASI-NET 情報数(暦年)

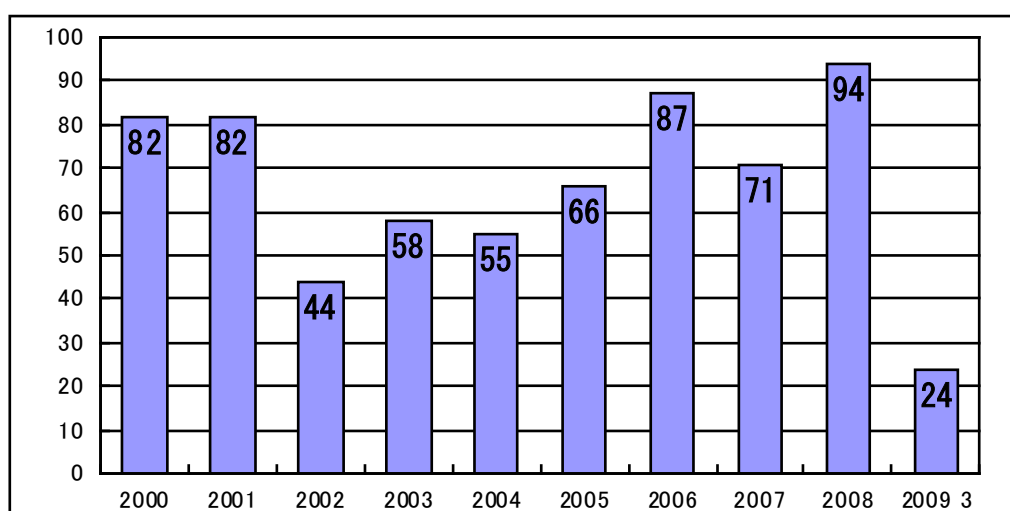
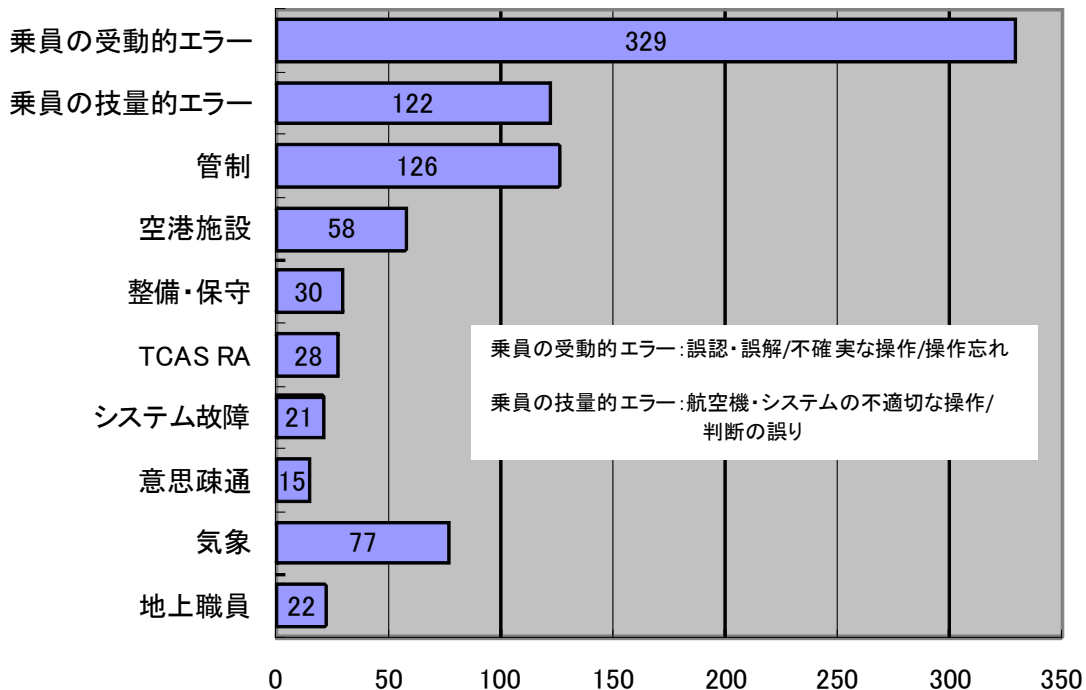


図2 報告の要因件数上位10項目累積(2009年3月まで)



報告者の保護について

報告者の保護に関して航空局の方針が航空局技術部長通達（国空航第 1272 号、平成 16 年 3 月 29 日）の形で文書化されています。この通達には、ASI-NET に報告された情報に対する取り扱い方針が次のとおり示されています。

- (1) 航空局は、ASI-NET に提供された情報に直接アクセスすることはなく、また、ASI-NET に対しこれらの情報の提供を求めることもない。
- (2) 航空局は、何らかの経緯により ASI-NET に登録された情報を知ったとしても、当該情報のみにより行政処分を行うことはなく、行政処分を目的として更に ASI-NET に対し当該情報の提供を求めることもない。

大型機 ASI-NET についての問合せ先

ASI-NET 事務局（大型機担当：松浦）まで、電話 03-5476-5461、FAX 03-5476-8578 または E メール matsuura@atec.or.jp でお問い合わせください。

最後に

ASI-NET は運航乗務員の皆さんによる運航乗務員の皆さんのためのネットワークです。**運航安全のため、皆さんが経験したヒヤリハットの情報は積極的に社内の安全報告制度に投稿しましょう。**